

【49解説文】郡分合郡名ニ付回答案同（明治二十八年：一八九五）**B**

（表紙）

「自明治二十三年十月至同廿九年

議事部

郡市町村区域

永年保存

知事官房

」

秘

決裁十二月九日

月 日 第 号 決議 月 日 浄書 校合 発送 十二月十一日印
明治廿八年十二月 日發出 内務部第一課庶務係 吉田属印

内務部長印 第一課印 庶務係印印印
知事印

郡分合ニ関シ郡名之義ニ付、県治局長

（郡分合（ぶんごう）に關し郡名の義に付、県治局長）

照会ニ対シ、左案取調相伺候也

（照会に対し、左案取り調べ相伺い候也）

県治局長宛 知事名

県下郡分合ニ関スル内、多野郡名之義ニ

（県下郡分合に關する内、多野郡名の義に）

付、客月七月附県發第七四号ヲ以テ御

（付、客月（かくげつ）七月附け県發第七四号を以（もつ）て御）

照会之趣キ了承、右ハ多胡郡ハ御申越

（照会の趣（おもむ）き了承、右は多胡郡は御申し越し）

之通り、歴史上著明ナル多胡碑ハ有レ之モ、該

（の通り、歴史上著明なる多胡碑はこれ有るも、該）

郡ハ御承知之如ク、和銅年中綠野・甘樂・

（郡は御承知の如く、和銅年中綠野・甘樂・）

片岡ノ三郡ヲ裂キ、新ニ置キタルモノニシテ、其成

（片岡の三郡を裂（さ）き、新たに置きたるものにして、其（そ）の成）

立新シク、綠野郡ハ旧郡ニシテ、且比較上大郡

（立新しく、綠野郡は旧郡にして、且（か）つ比較上大郡）

ニ付、彼是斟酌ヲ加ヘ多野郡ト付シタ義ニ

（に付、彼是（かれこれ）斟酌（しんしゃく）を加え多野郡と付した義に）

有レ之、然レトモ前陳ノ如キ事情アルヲ以テ、単ニ

（これ有り、然（しか）れども前陳（ぜんちん）の如き事情あるを以て、單に）

多胡郡ト改メ難キノミナラス、地方人民ニ於テハ、
（多胡郡と改め難（がた）きのみならず、地方人民に於いては、）

反テ緑野郡名ヲ希望致シ居候次第二付、寧
（反（かえ）つて緑野郡名を希望致し居り候次第に付、寧（むし））

口緑野郡ト改メ候方適當ト認メ候、又上
（る緑野郡と改め候方適當と認め候、又上）

申中勢馬郡ノ義モ前同様、両郡名ヲ折
（申（じょうしん）中勢馬郡の義も前同様、両郡名を折）

衷シタルモノナレトモ、尙ホ地理及歴史上ノ関係ニ
（衷（せつちゅう）したるものなれども、尚（な）お地理及び歴史上の関係に）

付思考候トキハ、折衷名ハ穩當ナラサルモノト認メ
（付思考（しこう）候ときは、折衷名は穩當ならざるものと認め）

候条、是又単ニ勢多郡ト改メ度候条、乍^二御
（候間、是又（これまた）単に勢多郡と改め度候条、御）

手數一訂正方可レ然御取計相成度、御答
（手数ながら訂正方然るべき御取り計らい相成り度、御答え）

旁此段及二御依頼一候也
（旁（かたがた）此（こ）の段御依頼に及び候也）

理由

緑野・勢多 両郡ニ付テハ、郡長ヨリ更正
（緑野・勢多 両郡に付きては、郡長より更正）

方ノミ意見申出アリ、佐那郡ニ付テハ、両郡
（方のみ意見申し出あり、佐那郡に付きては、両郡）

トモ広袤稍々同一、且一方ヲ取ルヘキ歴史上
（とも広袤稍々（やや）同一、且つ一方を取るべき歴史上）

著ナル事実ナキ旨ニテ、最前之通据置キノ
（著（あらわ）なる事実なき旨にて、最前の通り据え置きの）

旨回答有レ之ニ付、該郡ハ其専差置キ候、別
（旨回答これ有るに付、該郡は其の専（ままで）差し置き候、別）

紙参考書ヲ添ユ
（紙参考書を添ゆ）